

被 処 分 者	認 定 証 番 号	福岡県公安委員会 第900848号
	自動車運転代行業者 の名称または記号	タートル運転代行
	主たる営業所が所在する 市区町村	福岡県那珂川市
処 分 年 月 日		令和4年5月23日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償措置を講じていない随伴用自動車を用いて運転代行業務を行ったため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		福岡県